

### 第 13 回京都市奨学金等返還事務監理委員会

開催日：平成 27 年 6 月 12 日

○板倉部長

おはようございます。定刻の 10 時になりましたので、ただいまから第 13 回京都市奨学金等返還事務監理委員会を開催させていただきます。

本日は、3 月末に新たに委員に就任いただきまして最初の委員会でございますので、議長が決まりますまで、私ども事務局で司会進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この委員会ですが、地域改善対策奨学金等の返還債務の取扱いについて、透明性、客観性、公平性を確保するため、第三者の視点から客観的な審査を行っていただくことを目的として、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例の規定に基づき設置したものでございます。このため、当委員会の会議は原則公開とし、傍聴席も設けさせていただいておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

また、お手元に資料を配付しておりますけれども、参考資料として添付しております前回の第 12 回監理委員会の了解事項および議事録につきましては、既に、山下前委員長に御了解をいただきまして、私ども人権文化推進課のホームページで公表をさせていただいております。この点についても御了解をお願いいたします。

それでは、先程も申し上げましたとおり、本日の委員会は委員就任後、最初の委員会でもあり、また、新たに就任いただきました委員の方もおられますので、最初に、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

まず、玉置すみゑ委員でございます。

○玉置委員

玉置でございます。よろしくお願いいたします。

○板倉部長

続いて、西田憲司委員でございます。

○西田委員

西田でございます，よろしくお願いいたします。

○板倉部長

藤原東子委員でございます。

○藤原委員

藤原です。よろしくお願いいたします。

○板倉部長

山下宣委員でございます。

○山下委員

山下です。よろしくお願いいたします。

○板倉部長

ありがとうございます。次に，委員会に出席しております本市の職員を紹介させていただきます。

まず，文化市民局長の寺井正でございます。

○寺井局長

寺井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○板倉部長

私，文化市民局くらし安全推進部担当部長の板倉康夫でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それ以外に，事務局としまして，人権文化推進課の奨学金の担当課長等が出席しております。よろしくをお願いいたします。

ここで，委員会の開催にあたりまして，文化市民局長の寺井から一言御挨拶を申し上げます。

○寺井局長

第１３回京都市奨学金等返還事務監理委員会の開会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

平素から，先生方におかれましては，本市の行政，とりわけ文化市民行政の推進につきまして格別の御支援と御協力をいただいております。誠にありがとうございます。

また大変お忙しい中，快く委員の就任をお引受けいただき，また，本日も若干の雨模様でございますけれども，御出席いただきまして，誠にありがとうございます。

御承知のとおり，本市ではかつて同和対策事業の一環としまして，教育と就労の機会均等の保障を目的として運営しておりました奨学金制度におきましては，自立促進援助金制度を活用することにより，長く同和奨学金の借受者に奨学金等の返済額と同額の援助金を支給することで，実質的に給付という形で制度が維持されてまいりました。

社会経済情勢の変化の中で，平成１９年９月に住民訴訟において，援助金を一律に支給するということは違法であるとの司法判断が確定いたしましたことにより，こうした自立促進援助金制度の抜本的な見直しが必要になりました。このため，平成２０年３月に学識経験者の皆様が中心となっただき，「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」を設け，議論を積み重ねていただきました結果，自立促進援

助金を廃止いたしまして、奨学金制度の返還と返還困難者に対する免除という分かりやすい制度に改めるとともに、借受者やその御親族の方々に少なからず混乱と痛みを伴いますことから、十分な説明と実態に即した誠意ある対応を行っていくようにという提言を得たところでございます。本日のこの監理委員会は、その提言を受けまして、奨学金等の返還事務の適正な実施を確保することを目的として設置させていただいているところでございます。

制度変更から7年目を迎えるわけですが、この間、委員の皆様には奨学金等の返還手続と人権の配慮の二つを両立するという、大変難しい課題に適切な提言をいただいております。これまで約1,400人の借受者に対しまして、制度変更の説明とお詫びをさせていただき、返還手続に応じていただけるように事務を進めておりますが、ここまで前進することができましたのも委員の皆様方のおかげでございます。深く感謝申し上げる次第でございます。

また、高額滞納の方に対して提起いたしました返還請求訴訟でございますが、本年4月16日に、京都地裁におきまして判決がございました。法的には本市の主張は認められたものではありますけれども、判決文の最後に「借受者に対する従前の説明に根本的な原因がある。」、「自らの判断の誤りの責任を借受者側に転嫁するものとのそしりを受けてもやむを得ない。」などの付言が付されております。付言の主な内容は、元々平成20年の総点検委員会から、既に指摘をされているものでございまして、本市としましても、これまでから借受者に対しまして、丁寧かつ誠実な説明を行ってきたところでありますので、今後とも借受者には、引き続き十分な説明と、実態に即した誠意ある対応を行っていく所存でございます。

委員の皆様におかれましては、奨学金等返還事務の透明性、客観性、公平性を確保するために、引き続き忌憚のない御意見や御提言をいただくようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。本日も2時間程度かかるかとは思いま

すけれども、よろしくお願い申し上げます。

○板倉部長

ありがとうございます。寺井局長につきましては、他の公務がございますので、この場で退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、会議の成立について確認させていただきます。京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第5条第3項の規定では、定足数を委員の過半数としております。本日の委員会につきましては、4名の委員の皆様、全員出席いただいておりますので、会議が有効に成立していることを確認いたします。

それでは、最初の議題「委員長の選任について」、審議をお願いいたします。配付資料1ページの資料1を御覧願います。

委員長につきましては、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則第4条第2項の規定に基づき、委員の互選により選任することと定められております。

ここで、委員の皆様方から推薦等をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○西田委員

はい。

○板倉部長

はい、お願いします。

○西田委員

西田でございます。前任期で委員長を務めていただきました山下委員に、引き続き

委員長を引き受けていただくのが、良いのではないかと考えております。

○板倉部長

ただいま西田委員から，山下委員の御推薦がございましたが，いかがでしょうか。

○藤原委員，玉置委員

異議ございません。

○板倉部長

「異議ございません。」という意見もいただきました。同意をいただいたものとさせていただきます。

そうしましたら，山下委員長は，委員長席への移動をお願いしたいと思います。

それでは，施行規則第5条第2項の規定により，会議の議長は委員長が務めることとなっておりますので，以降の会議の進行につきましては山下委員長にお願いいたします。山下委員長，どうぞよろしくお願いいたします。

○山下委員長

改めまして，山下でございます。ただ今委員の皆様から御推薦がありましたので，委員長を務めさせていただくことになりました。

先ほどの局長の御挨拶にもありましたように，本奨学金等返還事務監理委員会の成立趣旨というものが債権管理業務の透明性や客観性，公平性を担保するために設立されているという趣旨，この委員会が条例に基づいて成立しているということにも鑑みまして，適正な委員会の運営をさせていただきたいと考えております。これから皆様，任期中よろしくお願いいたします。

まず，資料1を御覧いただけますでしょうか。次の議題である，「2 委員長の職

務代理者の指名」に移らせていただきます。

委員長の職務代理者につきましては、規則の第4条第4項の規定によりまして、「委員長があらかじめ指名すること」と定められています。恐縮ですが、この委員長職務代理者につきましても、前回と同じく西田委員にお願いしたいと思いますが、西田委員いかがでしょうか。

○西田委員

わかりました。

○山下委員長

ありがとうございます。それでは委員長職務代理者につきまして、西田委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告案件に参りたいと思います。事務局から2件の報告がありますので、順番に報告を受けてまいりたいと思います。

1件目の報告案件ですが、「奨学金等返還事務の取組状況」につきまして事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局

事務局を務めております事業調整担当課長の中島と申します。よろしくお願いいたします。失礼ながら着席して御報告をさせていただきます。

それでは配付資料の3ページの資料2を御覧ください。「奨学金等返還事務の取組状況」を、平成27年3月末現在でまとめさせていただいております。ちなみに、この平成27年3月末現在の時点についてでございますけれども、平成26年度返還分、つまり平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間でございますが、その1年間のちょうど半分が経過した時点であるということを御認識いただくように

お願いいたします。

まず、「1 平成13年度以降に返還の始期を迎えた債権に係る取組状況」でございます。「(1) 借受者別の返還に関する手続の状況」を、人数ベースで状況をまとめさせていただきます。

内容について御説明させていただきます。まず、「①借受者」の人数は、1,404人おられます。返還手続の状況でございますが、「②猶予中」の方が2人、構成比にして0.1%おられます。この猶予中と申しますのは、平成26年度返還分について、猶予決定を受けておられる方でございます。2人とも、在学されているための猶予ということでございます。

次に、「③免除中」でございますけれども、1,062人、構成比にして75.7%の方がおられます。この免除中というのは、平成26年度返還分について、免除決定を受けておられる方でございます。平成26年度に免除決定を受けられた方、それから平成25年度以前に免除決定を受けておられる方の合計数字でございます。

また、後ほど触れさせていただきますが、この平成26年度と申しますのは、返還制度を見直した初年度、平成21年度に判定をし、免除決定をさせていただいた方が約1,000人おられます。この1,000人の方が、5年間の免除期間を明けて、平成26年度に改めて申請をしていただいて再判定をしておりますけれども、約800人の方がこの免除決定を既に受けておられます。ですからこの1,062人の中には、この約800人の方が内数として入っているということになります。

それから「④返還請求」でございますが、340人、24.2%の方がおられます。この返還請求と申しますのは、先ほど申し上げた猶予、または、免除、このどちらにも当たられない方ということになります。この返還請求の内訳でございますけれども、まず、「返還済」の方がおられます。これが63人、構成比にして4.5%になります。この方は、注1に書いておりますとおり、平成26年度の返還分だけではなく、奨学金全額を返還されておられる方、要するに完納されている方を含む数字となっております。

おります。

次に、「未返還」でございますが、これは平成26年度返還分について、まだ返還が完了されておられないということになります。この「未返還」を二つのカテゴリーに分けてございますが、一つは「滞納」でございます。38人、構成比にして2.7%でございますけれども、これは平成25年度返還分以前の滞納がある方でございます。ここで、誤記で申し訳ございませんが、「滞納」の下に注2としか書いてございませんけれども、注3も「滞納」の説明でございます。記載を漏らしておりまして、大変申し訳ございません。注2の横に、注3の文字を追記していただけますでしょうか。

注3の方から御説明させていただきます。この38人でございますが、また後ほど触れさせていただきますけれども、平成25年度返還分から新たに滞納となられた方が9人おられます。残る29人の方については、平成24年度以前の返還分を含めての滞納者でございます。

内訳でございますけれども、「返還金未納付」ということで13人おられます。この返還金未納付と申しますのは、返還をしていただくことについて同意をいただいておりますが、まだ返還金の支払いのない方でございます。

次に、「返還手続未了」の方が7人おられます。この返還手続未了と申しますのは、返還手続を行うことについて合意が整っていないか、免除申請を行う予定でおられますけれども、まだ申請をいただいていない方でございます。この中には、「面談困難」、面談を行うことが困難な方が3人含まれております。

それから「所在不明等」の方でございますけれども、6人おられます。この所在不明等と申しますのは、所在不明の決定を取っているか、もしくは所在を調査中の方でございます。

最後に、「訴訟結果待ち」の方が12人おられます。これは、訴訟で争う意思のある方、または、訴訟で争う意思はございませんが、裁判の結果を待つて手続を検討す

ることを表明されている方でございます。この１２人の中には、また後ほど説明させていただきますけれども、現在訴訟継続中の３人の方も含まれております。

上の表に戻りますが、「未返還」のうちの「滞納なし」でございます。これが２３９人、比にして１７．０％の方がおられます。この滞納なしと申しますのは、滞納がない方ということになりますけれども、まだ平成２６年度返還分について返還手続が完了されておられない方でございます。冒頭に申し上げましたように、まだ平成２６返還年度のちょうど半分が終わったところの数字でございますので、残る半年間の履行期間内、本年９月末までの間に手続がそれぞれ進んでいく形となります。先ほど平成２１年度の返還分で免除判定を受けた約１，０００人の方のうち、約８００人が免除決定済と御説明させていただきましたが、残り約２００人の方がまだ手続を継続中でございます。この方々の中から今後手続をされることによって免除中になれる方が出てまいります。また、既に平成２６年度分について、月賦、つまり毎月払いであったり、あるいは、半年賦、半年ごとのお支払いであったりされている方がおられますが、これらの方は、まだ債権回収が全額終わっておりませんので、このカテゴリーに入っておりますけれども、これらの方々も支払が終わりましたら、最終的には返還済というカテゴリーに入ってくるということになります。

以上が、「（１）借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」の御説明でございます。

引き続きまして、「（２）平成２６年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況（件数ベース）」について御説明をさせていただきます。３ページの下の表を御覧ください。

平成２６返還年度について、「対応件数」は、１，７１１件、額にいたしますと１億３，０７３万９，０００円となります。この対応件数と申しますのは、平成２６年度返還分について、後ほど申します猶予、免除、返還のいずれかを行う必要がある奨学金の総件数でございます。例えば、高校と大学と２つを利用されている方について

は2件としてカウントすることになりますので、上の人数ベースとは少し数字が異なっております。

まず「猶予中」でございますけれども、3件、比にして0.2%、金額で12万7,000円ということでございます。この猶予中と申しますのは、平成26年度返還分について猶予決定をした件数でございます。

次に「免除中」ということで、1,310件、比にして76.5%、金額にして1億276万3,000円でございます。この免除中と申しますのは、平成26年度返還分について免除決定をした件数でございます。過去に免除決定を行い、平成26返還年度の免除中である方の件数も含まれております。

それから最後に「返還請求」でございますけれども、これは猶予中でも免除中でもないという件数でございます。398件、比にして23.3%、金額に直しますと2,784万9,000円になっております。このうち収入が53件、比にして3.1%、金額823万8,000円、未収入が345件、20.2%、金額にして1,961万1,000円という形になっております。

それぞれの内訳について、少し説明をさせていただきます。まず「返還猶予の内訳」でございますけれども、先ほども申し上げましたが、在学中のため返還猶予されている方が3件おられます。人数は2人でございますけれども、大学に行かれている方が1人、これが2件ということと、大学院に行かれている方が1人おられまして、これが1件ということで、合計3件となっております。

それから「返還免除の内訳」でございます。死亡が2件、障害を受けられて全額免除になっている方が1件おられます。それから所得が基準以下の方が1,307件となっております。

配付資料4ページを御覧ください。先ほどの返還請求398件の内数でございますが、この中に所得基準以下のため、51件、42人の方が、「履行期限の延長」という処理をさせていただいております。この履行期限の延長と申しますのは、改めてに

なりますけれども、所得は免除基準である生活保護基準の1.5倍以下には該当しませんが、経済的な負担に配慮して、総返還金額は変更しないものの、返還期間を延長することによって、1年あたりの返還金額を最大半額にする措置をとっているものがございます。これらの方が51件、42人おられるということでございます。

続きまして、「(3) 督促・催告等の実施状況」について説明をさせていただきます。平成26年9月末現在で、平成19年度から25年度までの返還分に係る滞納者の方が54人おられます。これらの方について、裁判中の手続の3人の方を除いて督促、催告等を行っております。

ここで、督促・催告等について若干説明をさせていただきます。配付資料の13ページを御覧ください。そちらに「(参考2) 奨学金返還手続に係る当面のスケジュール」と挙げておりますとおり、督促、催告、特別催告について少し説明をさせていただいております。

改めてになりますけれども、督促と申しますのは新規滞納者の方に対して、履行期限経過後、3ヶ月後に実施しているものでございます。履行期限が9月末になりますので、10月1日から起算して12月に督促を行っております。それから、催告につきましては、督促を出した後、1年間かけて4回、催告を3ヶ月ごとに実施しております。特別催告と申しますのは、催告を4回目まで出してもなお、返還手続に応じただけでない方について、年2回、6月と12月に行っているものでございます。

平成27年度以降の督促・催告の実施予定としてまとめておりますスケジュールで確認いたしますと、平成25年度返還分と記載のところを御覧いただきたいのですが、平成25年度返還分でございますと、履行期限が平成26年9月30日になりますので、その3ヶ月後、平成26年12月に督促を行っております。その後、平成27年3月に催告の1回目、6月に催告の2回目、9月に催告の3回目、12月に催告の4回目を出しまして、半年後の平成28年6月に特別催告の1回目を出していくというスケジュールになります。

それでは、配付資料のページを戻っていただきまして、4ページを御覧ください。

先ほども申し上げましたように、平成26年9月末で滞納のある方、54人については、新規滞納者の方が26人、継続滞納者が28人でございます。それぞれ種別ごとに説明をさせていただきます。

新規滞納分でございますけれども、「ア 督促・催告の実施（新規滞納分）」の下に、【督促・催告の実施状況】、【督促・催告後の返還手続の内訳】と表を2つ付けております。2つ合わせて説明させていただきますが、この新規滞納分は、平成26年9月末日の履行期限が経過して、新たに滞納となりました平成25年度返還分の滞納者でございます。その方が平成26年9月末現在で26人おられましたが、10月以降それぞれ担当から滞納者の方と面談をさせていただきまして、平成26年11月末までに返還手続を行っていただいた方が8人おられます。26人からこの8人を除いた18人が督促の対象となりますけれども、この18人中でさらに「相談中」の方が11人おられましたので、この11人を除きまして差引き7人の方に平成26年12月1日付で督促を行っております。

その後、返還手続が少し進みまして、「相談中」の11人、「督促」の7人、この中から返還に応じていただいた方が8人おられます。うち1人は、この「督促」の7人の中から返還手続に応じていただいた方です。この8人の方については、全て滞納金を完納していただいております。

平成27年3月2日の段階で催告の1回目になりますが、18人から手続に応じていただきました8人を除きました10人の対象となる方々のうち、「相談中」の4人を除きまして差引き6人の方々に平成27年3月2日付けで催告の1回目を行っております。その後、3月末までに返還手続に応じていただいた方が1人おられ、この方については「滞納金完納」となっております。したがって、10人から1人を除いた9人が、平成27年3月末現在の新規滞納者になります。

次に、5ページを御覧ください。「イ 催告の実施（継続滞納分）」についてでござ

います。先ほども申し上げましたように、平成24年度以前の返還分で既に滞納のある方が28人おられるということでございます。この方々に対して同じく平成26年12月1日、平成27年3月2日付けでそれぞれ催告等を行っておりますが、平成26年12月1日時点で「所在不明等」の方6人、「相談中」の方が7人おられました。この13人を除いた15人の方について「催告等」を行っております。

このうち、催告の2回目以降を迎えられた方については、保証人にも請求を行っておりまして、内数として「催告等」に13人と記載させていただいております。

これら催告等が終わりました後、返還手続に応じていただいた方が1人おられます。この方は猶予として、前回の審査案件分で連絡対象者の傷病ということで審査をしていただき、猶予の判定をしていただいた方がおられましたが、その方でございます。

それから、この28人から手続に応じられた1人を除いた27人の方を対象にして、平成27年3月2日付けで催告等を行っております。ただし、この時も「所在不明等」の方、それから「相談中」の方々がそれぞれおられますので、その方々を除きました3人の方について催告等を行っております。

これを行った後、3月末までに返還手続に応じていただいた方が1人おられます。この1人は、真ん中の表になりますが、これも猶予ということでございます。これにつきましては、今回の事後報告分で猶予を報告させていただくものでございます。これは後ほど御説明をさせていただきます。

この27人から、この3月末までに返還手続に応じていただいた猶予の方1人を除いた26人、これが平成27年3月末現在の継続滞納分になっているものでございます。

先ほど申し上げました新規滞納者の方が9人、継続滞納者の方が26人ということで、合計35人が3月末現在の滞納者になります。この方々に裁判中の借受者3人を合わせて38人として、3ページの「1（1）借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」で先ほど滞納者38人ということで御説明をさせていただきました

方々でございます。

結果的には、この半年間で新規滞納者の方が9人、それから継続滞納者の方が2人、合計11人の方に返還手続きに応じていただいたことになります。

配付資料5ページの「(4) 50万円以上の高額滞納者の今後の見込み等」について、御報告をさせていただきます。それぞれ年度ごとに、50万円以上の方、100万円以上の方ということで数字を入れさせていただいております。ただし、平成24年度までの中に4人という数字が入っておりますが、この4人の中には、表の下にございます100万円以上の方3人が内数として入っております。ですから、50万円以上100万円未満のカテゴリーの中には、100万円以上でない方が1人おられるということになります。

括弧書きは、注2でも説明させていただいておりますように、裁判で争うことを表明しておられる方の人数でございます。ですから、平成24年度までの50万円以上100万円未満の裁判に関わっておられない1人については、裁判で争うことは表明されておられないということになります。

また、この100万円以上の方は、平成25年度から平成27年度まで見込みはございませんけれども、50万円以上100万円未満の方は、平成26年度につきましては、2人見込まれており、このうちの1人は裁判で争うことを表明されている方でございます。さらに、平成27年度の1人につきましても、合わせて裁判で争うことを表明されている方でございます。

これらの数字につきましては、今現在の滞納状況を踏まえて見込んでいるものでございます。ここで、訴訟の提起については、従前の監理委員会で、基本的に50万円以上を対象としていくことでお話をさせていただいておりますが、当面は、裁判を本市から起こす時は、100万円以上という方針で、現在3件提訴させていただいているところでございます。今後、裁判手続の審理の状況、それから消滅時効の発生時期等も踏まえて、この基準対象額をどうしていくかということについて、今後の監理委員

会場でまた御審議いただきたいと考えております。

それでは、6ページを御覧ください。「2 平成12年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況（平成26年度決定分）」を御説明させていただきます。平成12年度以前に返還始期を迎えた債権については、条例の第3条第1項によりまして、一律免除との取扱いをさせていただいておりますけれども、事務的な決定については、平成19年度返還分から履行期限が到来した債権ごとに毎年度行っております。

今回の決定は、1,817件、免除額に直しますと1億4,228万2,625円となります。これまでの免除額の累計は、件数にいたしますと1万6,940件、免除額にいたしますと12億6,621万380円という状況になります。免除総額、約18億3,000万円でございますので、このうちの約12億7,000万円程度が今回、免除額の累計になっているということでございます。

合わせて、死亡された借受者ですが、この方々についても、判明した段階で条例の第3条第2項第1号の規定に基づきまして、死亡者免除として返還残額の一括を免除しております。今回、1件おられまして、その方の免除額が43万8,000円となり、免除額の累計として5件、191万8,500円となります。

続きまして、6ページの下段、「3 平成26年度返還分で5年ぶりに手続する借受者約1,000人の状況（概略）」でございますが、これも先ほど御説明させていただきました内容でございます。平成21年度、制度を大きく変えた見直しの後、免除判定された方が、約1,000人おられ、免除期間5年間、平成21年度から25年度までの返還免除の期間が明けた平成26年度返還分ということで、新たに再申請を依頼しておりますけれども、先ほども申し上げましたように、約800人の方については免除決定が済んでおりますが、約200人の方については、ただ今手続確認中ということで、この中から引続き免除になられる方、それから、免除ができず、実際に金額を納めていただく方が出て来られることになるということでございます。

平成26年度返還分については、平成27年9月末が期限になりますので、次回1

1 月頃に開催を予定しております監理委員会の場で、平成 2 6 年度返還分の最終結果について御報告をさせていただく予定をしております。

続きまして 7 ページを御覧ください。「(参考 1) 年度別の免除、猶予及び返還請求の状況 (平成 2 7 年 3 月末日現在)」の表中にそれぞれ数字を付けさせていただいております。これは、先ほど 3 ページの「1 (2) 平成 2 6 年度返還分に係る免除、猶予及び返還請求の状況 (件数ベース)」にて御報告をさせていただきましたけれども、1 9 年度から 2 5 年度までの過去のストックの情報でございます。これを一覧としてまとめております。また御確認いただきますようお願いいたします。

8 ページ、9 ページを御覧ください。8 ページには、これまで返還猶予を行ってきました事由別の内訳を年度ごとにつけさせていただいております。

前回、第 1 2 回委員会で審査案件となりました連絡対象者の傷病の事例を、前回の審査案件分として、平成 2 3 年度と 2 4 年度のところにそれぞれ数字を挙げさせていただいております。それから注 2 でございますけれども、別紙「特別な事情による返還猶予決定の状況 (報告分)」で報告をしている 1 人、報告番号 3 6 番でございますが、これは後ほど説明させていただきますけれども、この方 1 人分について、平成 2 1 年度から 2 5 年度まで、それぞれ 1 件ずつ数字が挙がっていることになっております。

9 ページは、返還免除の事由別の内訳の数字を年度ごとにそれぞれつけさせていただいております。

1 0 ページを御覧ください。先ほども申し上げましたけれども、「2 平成 1 2 年度以前に返還の始期を迎えた債権に係る免除の状況」でございます。平成 1 9 年度から 2 5 年度までの数字をまとめて挙げさせていただいております。「(1) 条例第 3 条第 1 項の規定に基づく一律免除」が、上の表でございます。それから「(2) 条例第 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく免除 (死亡による免除)」が下の表となります。

それでは、1 1、1 2 ページを御覧ください。先ほど少し話をさせていただきました

た「特別な事情による返還猶予決定の状況（報告分）」でございます。特別な事情による返還猶予でございますが、過去の監理委員会で事前審査、いわゆる個別審査をいただきまして返還猶予の承認をいただいた事例と同様の事例につきましては、監理委員会の事前審査、個別審査を経ずに、先に本市の方で返還猶予の措置をとりまして、その後開催される監理委員会で報告をさせていただくということになっております。

今回、番号は、36番をつけており、特別な事情は、「A-2（検討期間の不足：家庭等の事情）」、それから「C（借受者本人の意思表示）」という理由によるものでございます。

12ページを御覧ください。個票にて少しその内容について説明をさせていただきます。

猶予は、平成21年度から25年度までの返還分、高校に行かれた分でございます。これまでの経過ということで、制度を見直した平成21年の7月以降、保証人である連絡対象者の方を訪問させていただいて、制度変更のお詫びと免除制度の説明をこの間ずっと行ってまいりましたけれども、当初やはりこの制度変更には納得できないということで対応を拒否されていた方でございます。

その後も面談を行わせていただいておりますが、平成22年の3月に、平成19年度、20年度の分については返還猶予の書類を出されまして、平成22年3月には平成19年度、20年度分の返還猶予決定を行っていたものでございます。

平成21年度返還分以降について、「納めてください。」と返還手続の面談を行ってまいりましたけれども、やはりこの間、「この制度変更は市の一方的なもので納得はできない。しっかり説明責任を果たすべきだ。」と対応を拒否されておりました。

粘り強く訪問を重ねるうちに、少しずつ連絡対象者である保証人の方の対応が変わってまいりまして、少し下になりますけれども、平成26年6月にお話をさせていただいたときに、連絡対象者も定年退職をされて少し時間が取れたため、御本人である借受者の方にも説明、相談をした結果、返還手続に応じていきたいというお話がござ

いました。平成２６年９月に所得の判定をさせていただきました結果、免除の手続が取れるということで、平成２６年１１月に、平成２６年度から３０年度までの返還分について免除決定を行わせていただいているものでございます。

あわせてこの間、保証人である連絡対象者の方によりますと、制度変更に納得ができず、訴訟を継続中に手続することには抵抗があった。返還制度を借受者本人に説明する必要がありましたけれども、借受者本人と別居中であること、勤務先の休日が異なるということ、さらに常時介護が必要な親族がおられるということで、なかなか連絡対象者の方が借受者本人の方と話ができる機会がなかったということでございますが、借受者本人の方が、新たな世帯を設けられたということで、これを契機に、奨学金の問題について決着をつけなければという思いで、御本人とお話をされて返還手続に応じるということになったものでございます。

借受者本人は、連絡対象者の方から説明を受けて、返還制度について理解できたということで、貸与である奨学金を利用した以上、返還手続に応じていかなければならないと言われているということでございます。

平成２１年度から２５年度までの返還分について、先ほど申しました「家庭等の事情」、それから「借受者本人の意思表示」という事情を適用いたしまして、特別な事情による返還猶予という手続をさせていただいたところでございます。本日、この委員会の場で、御報告をさせていただきます。

最後になりますが、１３ページでございます。先ほど御説明させていただいた「(参考２)奨学金返還手続に係る当面のスケジュール(平成２７年４月～平成２８年６月)」でございます。

平成２６年度の返還分については、平成２７年９月３０日に履行期限を迎えますので、次の監理委員会を挟んで、平成２７年１２月に督促を行っていくこととなります。

また、平成２５年度返還分については、先ほど申し上げましたように、平成２７年６月１日付けで催告の２回目を出しております。次回は、９月１日付けで催告の３回

目を出していく形になります。

平成24年度返還分につきましては、同じく平成27年6月1日付けで特別催告の1回目を出しておりまして、次は12月1日付けで出していくことになります。

表の右の方に、「法的措置の流れ」として一覧表をつけておりますけれども、今回滞納額100万円を超える方がおられませんので、これについては無視していただきますようお願いいたします。

以上、長くなりましたけれども、平成27年3月末現在の奨学金等返還事務の取組状況についての説明を終わらせていただきます。

#### ○山下委員長

ありがとうございました。ただ今の事務局からの報告につきまして、委員の皆様から何か御質問等はございませんでしょうか。

特にないということでしたら、私から1点だけ確認ですが、返還事務の取組状況の前回との比較で、今回資料2の3ページの「1(1) 借受者別の返還に関する手続の状況（人数ベース）」ですけれども、「免除中」が減って、「返還請求」が増えているのは、先ほど御説明のあった免除手続を取られる方が今後増えるので、そちらの方々が「免除中」に移行するという理解をすればいいのでしょうか。

#### ○事務局

はい、おっしゃるとおりでございます。先ほど申し上げましたように、「未返還」のうち、「滞納なし」の方々が239人おられますけれども、これらの方々が、まだ平成26年度返還分の手続が終わっておられない方々でございまして、この方々の中から「免除中」、又は「返還済」の方へ、それぞれ今後手続が進むことによって移行していくものと思われます。ですので、今、「免除中」の構成比75.7%ということになっておりますけれども、この構成比についても当然上がってくることになるだろ

うと考えております。

#### ○山下委員長

ありがとうございました。それでは、他の委員の先生から特に無いようですので、引続き、次の報告案件に移りたいと思います。

次の報告案件ですけれども、資料3「奨学金等の返還請求訴訟の状況」について御報告を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

はい、そうしましたら配付資料の15ページ、資料3を御覧ください。「奨学金等の返還請求訴訟の状況」についての御報告でございます。

奨学金の返還請求訴訟については、先ほども申し上げましたように、当面100万円以上の滞納のある方を対象に提訴していくことを、監理委員会の場でお諮りし、御承認いただきました。その後、市会の議決を経て、現在3件、京都市がそれぞれ滞納者の方に対して訴訟を提起しているものでございまして、これまで監理委員会ごとに裁判の状況を報告させていただいてきたところでございます。

今回、先ほど局長挨拶の中にもございましたけれども、平成27年4月16日に京都地裁で判決の言渡しがございました。大きな節目の一つ迎えておりますので、その判決の内容についても説明をさせていただきます。

その前にもう一度、改めて裁判の概要について合わせて説明をさせていただきたいと思います。15ページの「1（1） 裁判手続着手の相手方と実施内容」の表を御覧ください。裁判は3件ございますが、No. 1としているものについては、被告は、借受者の方と連帯保証人の方となります。また、請求額は、当初129万6,000円ということで請求額を訴訟提起しておりましたが、少し裁判に時間がかかる中で、その後滞納となりました分も含めて、新たに請求をしております。その追加後の額が

最終金額となっております。N o . 1の方であれば、226万8,000円となっております。返還年度は平成19年度から25年度までの7年間分となります。

N o . 2の方につきましては、連帯保証人の方のみを被告としております。これにつきましては、注1にございますように、連帯保証人の方から「被告を連帯保証人だけにしてほしい。」というお申出がありまして、これを本市の方で認めさせていただいて、連帯保証人の方だけを被告、裁判対象者としているということでございます。この方につきましても、返還年度は平成19年度から25年度までの7年間分で、請求額は190万2,845円となっております。

N o . 3の方につきましては、借受者の方と連帯保証人の方が相手方ということで、これにつきましても、返還年度は平成19年度から25年度までの7年間分、141万1,200円が請求額になってございます。

いずれも原告は本市で、N o . 1とN o . 2につきましては、平成24年4月に提訴をいたしました。N o . 3につきましては、平成25年5月に提訴を行ったものでございます。

次に、「(2) 裁判における人権上の配慮」でございます。本件訴訟については特に人権に配慮する必要があるということで、京都地裁に対して、まず閲覧等の制限を申し立てました。あわせて、上申書を提出いたしまして、本文に書いてございますように「法廷外において被告らの方の氏名を提示しないこと」、「公開の審理の場において口頭で被告らの方の氏名を呼ばれないこと」という上申書を出しております。

申立ての結果でございますけれども、閲覧等の制限については、申立てを相当とするという決定がそれぞれなされております。また、上申書については、特に文書による回答はございませんでしたが、第1回の口頭弁論から、法廷外において被告らの方の氏名の掲示がなく、また、公開の審理の場で被告らの方の氏名が呼ばれることなく、要望に沿った対応をしていただけたものと考えております。

それでは、配付資料16ページを御覧ください。N o . 1とN o . 3の事件につき

ましては、N o . 3 の被告から、平成 2 5 年 8 月に開かれました第 1 回の口頭弁論の場で、N o . 1 の事件の方と併合してほしいという上申書の陳述がございました。これについては、本市である原告は特に異論がないため、裁判所の方で併合がされ、N o . 1 と N o . 3 については併合審理がその後されているということでございます。

1 7 ページ、1 8 ページを先に説明させていただきます。1 7 ページでは、京都地裁でのこれまでの審理の経過を時系列で口頭弁論の記述ごとにまとめさせていただいておりまして、前回の監理委員会後の経過となりますと、「(1) N o . 1 」の一番下の記載になりますけれども、第 1 4 回の口頭弁論が平成 2 7 年 2 月 1 2 日に開かれておりまして、同日に結審をしております。

次に、N o . 2 の事件につきましては 1 8 ページを御覧ください。第 1 3 回の口頭弁論期日ということで、前回の監理委員会の翌日になりますが、平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日に結審をしております。

それから N o . 3 につきましては、第 1 0 回の口頭弁論期日ということで、併合審理をしている関係で、これも平成 2 7 年 2 月 1 2 日に結審をしております。

このうち、N o . 2 の事件につきましては、平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日に結審をしたときに、判決の言渡しが平成 2 7 年 3 月 1 2 日ということで一旦決まりました。その後、N o . 1 と N o . 3 の事件につきましては、平成 2 7 年 4 月 1 6 日に判決の言渡しと決まったのでございますが、この N o . 1 と N o . 3 の結審があったすぐ後の平成 2 7 年 2 月 1 6 日に、N o . 2 の事件につきましても、判決言渡しの日を 4 月 1 6 日に変更するという裁判所からの連絡がございまして、3 件一括で、平成 2 7 年 4 月 1 6 日に判決が言渡されたということでございます。

判決の内容でございすけれども、配付資料 1 6 ページを御覧いただけますでしょうか。「2 京都地裁判決の内容」でございす。判決の主文でございす。「被告は原告（本市）に対し、別紙主文目録記載の金員を支払え。」ということで、冒頭説明させていただきましたそれぞれの請求金額全額を本市に支払えという内容になってお

ります。また訴訟費用についても被告の負担とするという内容でございます。

判断理由といたしまして、3点挙げておられます。それぞれNo. 1, 2, 3, 共通でございますけれども、まず「ア 争点1」でございます。「金銭消費貸借契約及び連帯保証契約に係る合意があったのか否か」ということでございます。これにつきましては、裁判所の方から、誓約書上に記載された文言を外形的・客観的に見れば、本人の返還合意に係る意思、保証人の連帯保証契約に係る意思が書面上表示されているということで、仮に被告が返還不要と認識していたとしても、誓約書が返還義務を発生させるものではない形式的なものであると認めることは困難だということでございます。原告と被告との間では誓約書によって金銭消費貸借に係る合意、それから連帯保証契約に係る合意があったというように理由をつけておられます。

それから「イ 争点2」でございますが、「仮に返還合意があったとしても、金銭消費貸借契約が錯誤等により無効となるか否か」ということでございます。これについても、被告は金銭消費貸借に基づいて負担した返還義務を市が肩代わりすることを認識していたので、返還義務そのものについては誤信がなかったということで、錯誤があったということも認められないという判断がされております。

それから、「ウ 争点3」でございます。「本件請求が信義則違反又は権利濫用になるか否か」でございますけれども、これについても、原告の従前の運用や説明に信頼を寄せていた被告の予測に反する面があることは否定できないものの、条例の規定により被告に返還義務が存在していることを前提にされたものである以上、それをもって信義誠実違反や権利の濫用になるものと断ずることは困難だという判断がされておまして、結論として京都市が勝訴ということでございます。

ただ、この判決文の結論の最後に付言が付されております。少し読ませていただきますけれども、5点ございます。1点目で「本件紛争は、自立促進援助金を所得にかかわらず一律無審査で支給し、これと奨学金の支給を一体的に運用する中で、原告が借受者に対し、同和奨学金については返還する必要がない旨を長きにわたって説明し

続け、借受者に対し、同和奨学金の返還が求められることはないとの信頼を抱かせたことに根本的な原因がある」。

2点目で「総点検委員会が指摘したように、平成18年大阪高裁判決において違法と判断されたのは、自立促進援助金の支給に関する京都市長等の裁量についてであり、支給された借受者についてではない」。

3点目として、「上記違法状態を解消しようとすることは、同和奨学金の借受者やその関係者に少なからぬ混乱と痛みをもたらすものであり、本件紛争もそのようなものとして位置付けることができる」。

4点目として、「自立促進援助金の支給に係る原告の今日までの運用の経過に鑑みると、借受者には落ち度は見出し難いといわざるを得ず、本件請求は自らの判断の誤りの責任を借受者側に転嫁するものとのそしりを受けてもやむを得ないものがある。その意味で、本件における被告らの主張には理解できる部分がないわけではない」。

5点目として、「原告は、本件の紛争をそのようなものと再認識し、本件の解決と併せ、同和奨学金の借受者に対する対応についても、これまで以上に十分な理解を求めつつ、より誠実かつ真摯な対応を一層尽くすべきものであると思料する次第である」という付言がなされております。

この付言につきましては、先ほど局長も申し上げましたように、主な部分は総点検委員会の付言として既に指摘されているものでございます。資料に番号をつけております②番、③番、⑤番、この3つにつきましては、総点検委員会の報告書、平成21年3月6日に出されておりますが、それとほぼ同内容ということになっております。

本市といたしましては、平成21年度、制度を大きく変えた時以降、借受者の方に対して丁寧かつ誠実な説明を行ってきたところでございますけれども、今後も借受者の方に対しては、引き続き十分な説明と実態に即した誠意ある対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、これまでの「京都地裁での原告・被告間の主な主張」については、18ペー

ジ以降、＜参考＞としてつけさせていただいておりますので、御覧になっていただきますようお願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、もう一度15ページにお戻りいただきます。冒頭の文章になりますが、判決後の状況について少し説明させていただきたいと思います。

本文にも書いてありますとおり、平成27年4月27日付でN o . 2の事件については控訴がされております。それからN o . 1とN o . 3の事件については平成27年4月28日付で大阪高裁に控訴がされているという状況でございます。

このうちN o . 2の事件につきましては、6月5日に京都市の方に控訴状が届きました。しかしながら、なぜ控訴するのかという控訴の理由書については、「追って述べる。」ということで、理由が一切、付されていない状況でございます。

この控訴理由につきましても、控訴人の方は、来週になりますけれども、6月16日までに、控訴理由書を大阪高裁に提出する予定ということになっております。

この控訴理由書が出されてまいりますと、本市では、3週間以内に答弁書をつくりまして大阪高裁へ提出するということになります。現在の予定でございますけれども、このN o . 2の事件につきましては、大阪高裁において、平成27年7月16日の午前10時から第1回の口頭弁論が行われる予定となっております。

それからN o . 1とN o . 3の事件でございますけれども、これにつきましては控訴状がまだ大阪高裁の方にございまして、本市には届いておりません。これにつきましても、控訴理由書の提出は法律上、控訴後50日以内ということが定められておりますので、6月の中旬、下旬、もうしばらくしましたら控訴状と合わせて京都市の方に届くのではないかと考えております。

これにつきましても内容を確認した上で、本市では応訴手続を取っていくことになりますけれども、これについては相手方の控訴理由書の提出の状況を踏まえまして、本市の方で、改めて答弁書をつくっていくことになりますので、第1回口頭弁論期日

というのは、恐らくN o . 2の事件よりも後に設定されていくことになると思われ  
ます。

以上が、現在の控訴の状況でございます。以上で「奨学金等の返還請求訴訟の状況」  
について説明を終わらせていただきます。

○山下委員長

ありがとうございました。ただ今の訴訟に関する状況につきまして、委員の皆様か  
ら何か御質問がありますでしょうか。

それでは、私の方から、事務的な質問なのですが、N o . 2, それからN o . 1及  
びN o . 3の2つがありますが、京都地裁では相手方に代理人が付かれておりました  
けれども、控訴も代理人が付かれているということで良いのでしょうか。

○事務局

はい、N o . 2の事件につきましては、控訴状が手元に届いておりまして、今、委  
員長がおっしゃられましたように代理人が付かれておられます。

ただN o . 1とN o . 3の事件につきましては、まだ控訴状が手元に届いておりま  
せんので、代理人が付かれているということについては確認ができておりませんが、  
推測でございますけれども、恐らく代理人が付かれることになるのではないかと考え  
ております。

○山下委員長

補足ですが、2つの事件について、大阪高裁で係属している部というのは同じなの  
でしょうか。違うのでしょうか。

○事務局

違います。N o . 2 の事件につきましては大阪高裁の第 1 4 民事部ということで連絡が来ております。それと、昨日の夕方届いた情報によりますと、N o . 1 と N o . 3 については第 1 3 民事部に係属するという事で、2 つの事件は所属する民事部が違うため、恐らく担当裁判官も異なってくることになるのではないかと考えております。

○山下委員長

一審では同じ部で審理されていたのですが、二審が違う部ということであれば判断が異なるということは理屈上あり得るので、少しその辺りがどうかと思うのですが、藤原委員、いかがでしょうか。

○藤原委員

私も同じように思います。

○山下委員長

同じ部で審理された方がいいように思いますけれども、どうしようもないことですか。

○事務局

一審のときは本市が原告ということで、借受者の方を提訴し、本市の方から、この 3 件について合わせて審理をしてくださいということを申し上げて、それを認めていただいたということがございますけれども、今回は、それぞれ控訴人の方が、本市を被控訴人ということで逆に訴えておられますので、被控訴人の方から大阪高裁に対して、この事件について合わせて審理をしてくださいと申し上げることができるのかど

うかということが、私どもではわかっていない状況でございます。その辺りはいかがでしょうか。弁護士の先生方がお2人おられますけれども。

○山下委員長

不可能ではないと思いますし、同一の結論が好ましいので、上申されてもいいのではと思うのですが、それは京都市にも当然、引続き代理人が付かれていますと思いますので、御協議なされたらいいことかなと思います。

○事務局

ありがとうございます。上申については、本市の法制課や代理人である弁護士の方と相談させていただきます。

○山下委員長

委員の皆様、一審の判決がついに出了ということですが、御感想でもいいので、どうでしょう。特に、御意見、又は御感想があれば、いかがでしょうか。

○西田委員

特に感想はないですが、結論の後に付けられた内容については、やはり非常に大事なことなので、先ほど事務局からも今後の対応の仕方について、今まで以上に誠意を持ってという決意というか、方向性も示されたので、我々としても、その点がきちっとされるように是非お願いしたいと、付け加えて申し上げたいと思います。

○山下委員長

私も、そもそもこの判決で棄却されてしまうと、この監理委員会の制度が成り立たない訳ですから、非常に、この判断自体には安堵しております。ただ、付言の部分は、

まさに今、西田委員がおっしゃられたことで、非常に留意しなければいけないと思っていますし、かつ、この監理委員会の運営も基本的にはこの付言に沿った形で取り組んでいると思いますので、特に判決の付言があったからといって改めなければいけないということではなく、奨学金等返還事務監理委員会の姿勢そのままの方針で対応するようにという裁判所の示唆だと思いますので、引き続き従前どおりの取り組み方をしていけばいいと思っております。

それでは、報告関係については以上とさせていただきますが、せっかくの機会ですので、全体を通じまして何かお気づきの点などがありましたら、委員の皆様、よろしく願いいたします。

特に、今回新しく就任された玉置委員、抱負でも結構ですし、何かございますでしょうか。

#### ○玉置委員

抱負というところとおこがましいのですが、今おっしゃられましたように、やはりこの付言というのは非常に重要なものだと思います。該当者の方々の生活が安定していること、そして自立を目指していけるように、色々な判定をされる時には、様々な形でその辺りを合わせて考えていただきたいと思います。

ただ、やはり法治国家ということではないですが、法の支配という意味では、きちんと踏まえていくべきだと思いますので、相手の立場をしっかりと考えながらも、やはり何が正しいのか、どうすべきなのかということは考えていただけたらなと思っています。

#### ○山下委員長

藤原委員から、何かありますか。

○藤原委員

特にありません。

○事務局

事務局のほうから１点報告させていただきます。本日の委員会の議事録についてですけれども、事務局で作成いたしまして、その後、委員長に御確認いただいたうえで公表させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、次回の委員会の日程でございますが、特に緊急の案件というのがなければ平成２７年１１月頃を目処に開催していきたいと考えております。その場では平成２６年度返還分の取組状況ですとか、控訴審での訴訟の審理状況等について御報告させていただきたいと考えております。事務局からは以上でございます。

○山下委員長

そうしましたら、本日の第１３回監理委員会につきましては、これにて閉会させていただきます。本日はありがとうございました。

○事務局

どうも本日はありがとうございました。

(終了)